

令和2年11月第7回人吉市議会臨時会会議録

令和2年11月27日 金曜日

1. 議事日程

令和2年11月27日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第122号 令和2年度人吉市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第4 議第123号 令和2年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 報第124号 令和2年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第125号 令和2年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第126号 令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第127号 人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第128号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第129号 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第130号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- ・ 追加日程

発議第4号 人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

3. 出席議員（17名）

1番	松村	太君
2番	徳川	禎郁君
3番	池田	芳隆君
4番	牛塚	孝浩君
5番	西	洋子君
6番	宮原	将志君
7番	塩見	寿子君
8番	高瀬	堅一君

10番 平 田 清 吉 君
 11番 犬 童 利 夫 君
 12番 井 上 光 浩 君
 13番 豊 永 貞 夫 君
 14番 福 屋 法 晴 君
 15番 本 村 令 斗 君
 16番 田 中 哲 君
 17番 大 塚 則 男 君
 18番 西 信八郎 君

欠席議員（1名）

9番 宮 崎 保 君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 松 岡 隼 人 君
 副 市 長 迫 田 浩 二 君
 監 査 委 員 井 上 祐 太 君
 教 育 長 末 次 美 代 君
 総 務 部 長 小 澤 洋 之 君
 企画政策部長 小 林 敏 郎 君
 市 民 部 長 丸 本 縁 君
 健康福祉部長 告 吉 眞二郎 君
 経 済 部 長 廣 田 五 浩 君
 建 設 部 長 瀬 上 雅 暁 君
 企画政策部次長 淵 上 聖 也 君
 総 務 課 長 森 下 弘 章 君
 財 政 課 長 永 田 勝 巳 君
 水 道 局 長 久 本 禎 二 君
 教 育 部 長 椎 屋 彰 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長 山 本 繁 美 君
 次 長 栗 原 亨 君
 庶 務 係 長 平 山 真理子 君

午前10時 開会

○議長（西 信八郎君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和2年11月第7回人吉市議会臨時会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（西 信八郎君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

これにつきましては、本日本会議開会前に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

令和2年11月第7回人吉市議会臨時会に当たりまして、本日、先ほど議会運営委員会を開き、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告いたします。

会期は本日1日限りとし、審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議、採決することにいたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（西 信八郎君） なお、本日は、9番、宮崎保議員より欠席の届けが出ておりますので、御報告しておきます。会期につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に8番、高瀬堅一議員、10番、平田清吉議員を指名いたします。

日程第3 議第122号から日程第11 議第130号まで

○議長（西 信八郎君） 次に、日程第3、議第122号から日程第11、議第130号までの9件を議題とし、執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。本日は、第7回人吉市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中御出席を賜り誠にありがとうございます。

御提案いたします議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第122号令和2年度人吉市一般会計補正予算案（第12号）は、国の人事院勧告に準ずる本市職員及び特別職の給与改定に伴う補正でございます。歳出について各款における期末勤勉手当など620万5,000円を減額するものでございます。なお、予備費を同額増額補正しておりますことから、歳入歳出予算の総額については変更ございません。

議第123号令和2年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第3号）、議第124号令和2年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第3号）は一般会計補正予算案同様、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の減額補正で、予備費を同額増額補正いたしております。そのため、歳入歳出予算の総額については変更ございません。

議第125号令和2年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。収益的収入及び支出については、支出の水道事業費用を21万5,000円減額し、支出総額を5億25万3,000円とするものです。資本的収入及び支出については、支出の建設改良費を1万9,000円減額し、支出総額を4億3,724万9,000円とするものです。

議第126号令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。収益的収入及び支出については、支出の下水道事業費用を7万8,000円減額し、支出総額を10億6,758万9,000円とするものです。資本的収入及び支出については、支出の建設改良費を5万8,000円減額し、支出総額を115億9,661万7,000円とするものです。

議第127号人吉市部設置条例の一部を改正する条例案は、令和2年7月豪雨災害から4か月以上が経過した今、復興を強力に推し進める段階にきていることから、災害復興本部に関すること、復興計画、復興まちづくり計画の策定等に関すること、関係機関との連絡調整に関することなどを所掌する新たな組織、復興局を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第128号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第129号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、同じく、議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第130号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の期末手当に

関し、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上御提案申し上げております予算案、条例案につきまして概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうから、議第122号令和2年度人吉市一般会計補正予算案（第12号）につきまして補足説明をさせていただきます。

予算に入ります前に、今回の人事院勧告についての御説明をさせていただきます。

国の動向でございますが、人事院は民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給改定は行わないものの期末手当について民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月額を0.05月分引き下げる勧告を行っております。

また、県におきましては、人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、地域の民間企業の給与水準との均衡を図ることを基本といたしまして、同様の改定を行うことを勧告いたしております。

本市の人事院勧告による給与等の取扱いにつきましては、これまで国の方針に準ずることとしておりまして、今回の勧告につきましてもこのような状況を踏まえ、今年度12月期からの期末手当を0.05月分引き下げる改定を行うものでございます。

なお、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び市議会議員につきましては、特別職の国家公務員に準じまして、期末手当を本年度12月期分から0.05月分引き下げる改定を行うものでございます。

それでは、予算書の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開き下さい。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、御説明をいたします。

予算書の6ページをお願いをいたします。1款議会費でございますが、3節職員手当等におきまして、議員期末手当35万2,000円の減、期末勤勉手当9万3,000円の減、4節共済費の共済組合負担金1万8,000円の減、合計46万3,000円を減額補正いたしております。

2款総務費から10款教育費まで、それぞれの人件費につきまして補正額を計上しておりますが、いずれも人事院勧告に伴う減額補正でございます。款、項、目ごとの説明は省略させていただきます。

少し飛びますが、予算書の14ページをお願いをいたします。14款予備費を620万5,000円増額いたしております。

以上で議第122号令和2年度人吉市一般会計補正予算案（第12号）につきまして、補足説

明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（西 信八郎君） それでは、質疑を行います。ただいま説明がありました議第122号から議第130号までの9件について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで、議第130号については、討論の要求がっておりますので、これより、討論を行います。15番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇） 議第130号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に反対の立場から討論を行います。

この条例改定は人事院勧告に準じて人吉市職員のボーナスを0.05月分引き下げようとするものです。新型コロナウイルス感染症による暮らしと経済への打撃は、日を迫うごとに深刻さを増しています。4から6月期のGDPは年率28.1%減という戦後最悪の落ち込みになり、その後も7月の家計消費が、前年同月比7.6%減という大幅な減少となるなど失われた需要と消費は戻っていません。

アベノミクスの下で労働者の実質賃金は低下を続け、2度の消費税増税は暮らしと経済に重大なダメージを与えました。そこに新型コロナ危機が襲ったことで、家計、雇用、中小企業は深刻な危機に直面しています。

このような状況の中、公務員の給与を引き下げるとは、景気回復に逆行するものだと思います。さらには、公務員を引き下げたのだから民間もと給与引き下げの連鎖が始まってしまふことも考えられます。このことによって、経済はさらに深刻な危機に陥ってしまうことが考えられます。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（西 信八郎君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は分割して行います。

まず、条例案の議第127号から議第129号までの3件について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第127号、議第128号、議第129号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第130号について、起立採決といたします。

議第130号について、原案のとおり決するに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって議第130号は、原案のとおり可決確定いたしました。

次に、議第122号から議第126号までの5件について採決します。

採決は分割して行います。

まず、議第122号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって議第122号は、原案のとおり可決確定いたしました。

次に、議第123号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって議第123号は、原案のとおり可決確定いたしました。

次に、議第124号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって議第124号は、原案のとおり可決確定いたしました。

次に、議第125号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって議第125号は、原案のとおり可決確定いたしました。

次に、議第126号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（西 信八郎君） 起立多数。

よって議第126号は、原案のとおり可決確定いたしました。

日程の追加について

○議長（西 信八郎君） ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

発議第4号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例案を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程 発議第4号

○議長（西 信八郎君） それでは、発議第4号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇） 発議第4号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

発議第4号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び人吉市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和2年11月27日、人吉市議会議長、西信八郎様。提出者、人吉市議会議会運営委員会委員長、井上光浩。

発議第4号人吉市議会委員会条例の一部改正案は、令和2年12月1日付で復興局が設置されることに伴い、常任委員会の所管の変更を行うものでございます。

第2条第1項の表、総務文教委員会の項中、所管において「第8号その他、他の常任委員会の所管に属さない事項」を第9号とし、「第3号会計課の所管に属する事項」から「第7号教育委員会の所管に属する事項」までを1号ずつ繰り下げ、「第3号復興局の所管に属する事項」を加えるものでございます。

以上で人吉市議会委員会条例の一部改正案の提案理由の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（西 信八郎君） ただいまの説明について、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいま、議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

それでは、採決いたします。

本件について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西 信八郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決確定いたしました。

○議長（西 信八郎君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって、令和2年11月第7回人吉市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 西 信八郎

人吉市議会議員 高 瀬 堅 一

人吉市議会議員 平 田 清 吉